

(仮称) 北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-2		ウェブサイト上の図書の公表について	1次	①貴社ウェブサイトにおける、本準備書のインターネットでの公表期間はどのような設定となっているでしょうか、ご教示願います。またこれらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ることを目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を发出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていますが、本通知に対する事業者の見解についてご教示ください。	①当社事業ウェブサイトにおける電子縦覧期間は1月31日～3月2日までですが、準備書縦覧期間後も、評価書の公表開始まで、当社事業ウェブサイト上での公開を継続する予定です。 ②同様に、「環境影響評価図書の公開について」の通知および趣旨についても承知しており、縦覧期間後から評価書の公表開始まで、「環境影響評価情報支援ネットワーク」上で公開を継続する予定です。
			2次	環境影響評価支援ネットワーク上での公開について、 ①配慮書について公開していますが、「Internet Explorerのサポート終了（2022年6月）に伴い閲覧できない状態となっています。」とされており現在も見られない状態ですが、いつ頃見られるようになる見込みなのでしょうか。 ②方法書の同HPでの公開について、方法書QA1-1の回答は、「準備書の意見提出期間まで方法書を閲覧できるようにすることを検討しております。」との回答でした。公開はされていなかったかと思われませんが公開状況についてご教示願います。 また、公開されていない場合は、公開しなかった理由を準備書1次回答の事業者の考え方との違いを含めてご教示ください。	①配慮書について、引き続き閲覧可能とすべく2023年5月中には対応致します。 ②方法書については、縦覧期間中のダウンロード、印刷を可能とした上で、期限を区切る目的で縦覧期間中のみ閲覧としておりましたが、「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）に基づき、さらなる情報公開を図るべく、準備書の公開と併せて、2023年5月中には閲覧可能とすべく対応致します。
			3次	準備書については事業者HPで公開されていることが確認できましたが、現時点では配慮書・方法書については閲覧ができない状況です。対応状況について改めてお示しください。	環境影響評価支援ネットワーク上での配慮書・方法書の公開に必要なデータは既に「環境影響評価情報支援ネットワーク」を管理する環境省に送付済みであり、閲覧開始には2週間程度要することを確認しております。
追加 1-3		相互理解促進	1次		
			2次	報道によると、先日開催された準備書に関する住民説明会において、多くの住民から事業計画に対する厳しい意見が出されたとされています。全国的にも、昨今の再エネ導入の拡大に伴い、安全面に加えて環境や景観等への影響に対する地域の懸念が顕在化しており、国でもその懸念を解消し、地域と共生した再エネ導入に向け、地域理解の促進に向けた様々な制度や取組を進めているところです。また、貴社のサステナビリティの基本的な考え方では、「事業を通じ、「双日」が得る価値」と地域経済の発展や環境保全などの「社会が得る価値」といった『2つの価値』の創造を図っています。双日と社会それぞれの視点を認識し、双方にとっての価値を最大化していくことが、企業理念にある「新たな価値と豊かな未来」の創造につながると考えています。」としているほか、ステークホルダーとの関わりでは、「一人ひとりがステークホルダーの皆さまの声を意識した企業活動を通じ、皆さまと信頼関係を築くことを何よりも大切に考えています。」とあります。これらの点を踏まえてお聞きしますが、今回の貴社の再エネ事業が、地域の環境保全と経済活性化にも貢献し、『2つの価値』創造となるよう、地域の関係者との相互理解の一層の促進に向けて、今後、法定手続きや個別自治会向け説明会以外に、どのような取組の実施や手法の導入を考えていますか。現状の取組により十分に目的は達成できている、又は今後達成できるとの考えであれば、その根拠をお示しください。	地元住民の方々との相互理解の促進に向けた取り組みとしては、法定説明会実施前に小樽市及び余市町全世帯へ法定説明会開催に関する新聞折込チラシの投函等を実施し、事業及び法定説明会の周知いたしました。加えて、準備書の法定縦覧期間が既に終了しておりますが、住民の方々への理解促進に向け、事業HP上での図書一式の掲載を継続しております。 本発電所の運転開始以降も、事業施設の公開、写真・その他資料の展示などを通して、地域・学生向けの事業周知及び学習機会の提供を検討しており、地域の関係者との相互理解促進に向けた取り組みを継続及び今後も検討して参ります。 地域の環境保全への貢献については、本事業による二酸化炭素削減効果を15万トン/年と想定しており、化石燃料を使用した火力発電所による発電方法を代替することにより、温室効果ガスの削減に寄与するものと考えております。本事業により再生可能エネルギー電力を供給することで、北海道や国が掲げる風力発電導入目標（北海道：ゼロカーボン北海道推進計画、国：第六次エネルギー基本計画）の達成、ひいては地球温暖化防止に貢献していきたいと考えております。 また、既存の林道を整備、一部管理用道路を新設いたしますが、事業期間中、森林管理署へ供用し、間伐等の森林施業に活用頂くことで間接的に当該区域の森林整備・保全に貢献いたします。さらに、事業終了後も必要に応じてご活用頂くことを検討しております。 他方、地域との共生共存や地域への貢献策として、企業版ふるさと納税による自治体財政貢献や、特定卸供給等を活用したエネルギーの地産地消、併設予定の大型系統蓄電池を活用した災害時における電力供給対応等も検討しております。さらには、地元の学生が、代替遊歩道を含めてエネルギー問題などの教育・啓発施設として風力発電所を現地実査できる環境を提供することで、風力発電所と遊歩道の共存を図って参ります。
			3次	現時点で、間伐等で管理用道路を使用することや、代替遊歩道を教育・啓発施設とすることに對して、関係機関に説明、調整等を行っていたり、要望を受けたりしているのでしょうか。調整等の状況について、可能な範囲でご教示願います。	本事業で設置する管理用道路を森林施業に活用する方針で森林管理署と協議しており、今後、詳細な工事計画が策定でき次第、より具体的な検討を進めてまいります。 代替遊歩道含む風力発電所の教育・啓発施設としての活用については、地元教育委員会や地元教育機関との調整が必要になってくると考えており、今後、実施予定です。

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-7	34	緑化計画	1次	風車ヤードについては、野生鳥獣の誘引を避けるため、緑化を行わないとのことですが、風車設置位置のすぐ近くには改変区域外の森林があることを考えると、細長い風車ヤードの大部分において、緑化による野生鳥獣の誘引防止効果は極めて限定的ではないのでしょうか。改変後、緑化を行わない面積が31.1haにもなることから、水源涵養等の機能を維持するためにできるだけ緑化を検討すべきと思われます。維持管理上の必要性等を勘案しても、ヤード内の半分程度は緑化が可能ではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	風車ヤードは、竣工後も、風車のメンテナンスのために継続して使用します。ただし、ご指摘のとおり、ヤードのすべての面積が必要とは限りません。今後の詳細設計において、風車のメンテナンスに必要な範囲を特定し、使用する可能性が低い範囲については緑化を行うことを検討いたします。
			2次	ヤード周辺法面の土壌浸食が報告されている例や、膨大な帰化植物の定着が報告されている例もあります。水源涵養ばかりでなく、これらの面についても考慮し植生復元を図るべき部分は大きくとるべきではないのでしょうか。	ヤード周辺法面の土壌浸食やヤードを含めた植生への影響を考慮し、原則緑化致しますが、緑化可否等具体的な検討については今年度開始の詳細設計にて進めて参ります。尚、検討結果を踏まえた緑化面積については評価書にて反映予定です。
			3次	将来的には緑化の成功度の評価もお願いします。	承知致しました。
2-25	79	(2) 地すべり地形に関する事項	1次	「明瞭な」地すべり地形の範囲を避けたとのことだが、疑いがある場所は残っていることに加え、依然として上流部には貴見解によっても地すべり地形が存在している箇所もある中で、明瞭な範囲のみ避けることで地すべりによる事業の危険性はどの程度減少したのか、具体的に説明願います。	危険度が高い地点は除外することができたと考えています。ただし、ご指摘のとおり、疑いがある場所（不明瞭な地すべりとして判読された地点）が残っているため、今後の詳細設計において、追加調査（不明瞭な地すべりに対する危険度判定、現地踏査、ボーリング調査）を行って、さらなる安定度評価を行います。
			2次	追加調査の結果、地すべりの可能性があるところは確実に除外すると解釈してよろしいですか。追加調査をどの段階で行い、どのように計画に反映されるのか、お示しください。	追加調査の結果、地すべりの可能性がある風車建設候補地点は、確実に除外します。追加調査は、今年度開始予定の詳細設計段階において実施し、調査結果は評価書においても反映いたします。
			3次	今後予定している追加調査の結果を踏まえ、地すべりの可能性がある地点は確実に除外することですが、地すべりは構造物の建設により範囲を拡大しながら再活動する場合もあるため、事業実施中や実施後も踏査を行って亀裂の発生等の地すべりの兆候がないかを確認し、もし見られた場合は関係機関と協議しながら早期に対応する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	事業期間中においては、風車含む発電所全体の定期点検を実施いたします。点検時に、風車ヤード含む改変区域について地面の状況を確認の上、亀裂等の発生が確認できた場合、専門家の意見を踏まえた上で、さらなる調査を実施し、関係機関と速やかに協議し、当該風車の運転停止や補修可否の確認を踏まえた早期補修の実施等の必要な対応を取ってまいります。同時に、必要に応じて情報公開に努めてまいります。
追加2-32	79	(3) 土砂災害に関する事項	1次		
			2次		
			3次	「ソフト面に関する法律である「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」とありますが、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」ではないのでしょうか。	記載誤りでございます。以下のとおり修正いたします。 「ソフト面に関する法律である「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」のあわせて四つの法律」

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-9	195	(3) 飲用井戸の利用状況	1次		
			2次	①余市町については「対象事業実施区域及びその周囲において飲用井戸はない」とありますが、小樽市については「対象事業実施区域には含まれない」との記載であり、対象事業実施区域の周辺における飲用井戸の有無が明らかにされていませんので、この点についても明らかにしてください。 ②P204「住居等の配置の状況」などによれば、土地の改変計画があるエリアの近くに住居は無いように見受けられますが、飲用井戸周辺において土地の改変を行う場合には、井戸水に影響を及ぼさないよう配慮願います。	①小樽市に情報開示請求の結果、対象事業実施区域の周囲（p.192図郭）に飲用井戸が存在するが、対象事業実施区域内には存在しないと回答いただきました。対象事業実施区域の周囲としては、改変区域から1.1km程度となる輸送路周辺に飲用井戸が存在します。また、余市町水道課へ聞き取りの結果、対象事業実施区域及びその周囲（p.192図郭）において把握している飲用井戸はないとの回答いただいております。 ②上記の通り、改変区域の周辺において飲用井戸は位置していない理解ですが、今後の調査や検討を通じて改変区域の周辺において飲用井戸が確認された場合には、その利用状況を踏まえたうえで、適切な対応を検討します。
			3次	2次質問において、①で区域の周囲として、改変区域から約1.1kmの位置に飲用井戸が存在するとしつつ、②で改変区域の周辺に飲用井戸は位置していないとしています。②では改変区域の周辺において飲用井戸が確認された場合には、その利用状況を踏まえたうえで、適切な対応を検討しますとありますが、当該飲用井戸に対して対応を検討する必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	改変区域から1.1km程度となる輸送路周辺に存在する井戸について、周辺では基礎工事は行わないことから、井戸の水源となる水脈には影響は発生しないと考えておりますが、当該飲用井戸を使用している住民から対応を求められた場合には、環境監視等により事業が与える影響の把握を行うことを検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-2	269	図3.2-24 保安林指定状況	1次	<p>①水源かん養保安林に数十ha規模で伐開及び地形改変を行うことについて、環境保全上の認識を伺います。 (注：許認可等制度上の観点ではない)</p> <p>②保健保安林に風力発電機を設置することについて、環境保全上の認識を伺います。(注：①と同じ)</p> <p>③保健保安林は、森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献することを目的に設置されているものですが、本保健保安林は、具体的にどのような目的で指定されているのか伺います。</p>	<p>①水源涵養林としての機能は様々ございますが、本事業で主に影響がある可能性があるものとして「水量の変化」と「水の濁り」があると考えております。水量の変化については、本事業によって事業地域の保水力に与える影響は、北海道林地開発許可制度の手引きに基づく検証の結果、居住地域近辺では開発前後の流量増加は1%未満でありました。また、風車ヤードにおいて、排水の方向・量を現状と大きく変えないように設計及び施工を適切に行い、主要流域の流域面積の維持及び流量の大幅増加の抑制を図って参ります。水の濁りについては、建設に伴う土地の改変により、降雨時に濁水が発生する懸念がありますので、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を実施いたしました。その結果、対象事業実施区域の最寄りの気象観測所である「小樽地域気象観測所」観測史上最大の1時間降水量50.5mmで予測した結果、排水中の土砂は、河川に到達しないものと予測され、水の濁りへの影響は小さいとの結果となりました。また、環境保全措置として、土地を造成する箇所ではフトン籠、金網マット、土砂流出防止柵や沈砂池等を設置することにより土砂の流出を防止致します。</p> <p>②本事業における対象事業実施区域内に位置する保健保安林の機能としては、③にも記載しております通り「森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能」であり、本事業で主に影響がある可能性があるものとして、「遊歩道の利用」があると考えております。極力遊歩道を回避することを大前提としておりましたが、地すべり地形や伐採面積を考慮の上、一部遊歩道と重複する計画となっております。重複する部分については、代替遊歩道を設け、本事業の風車ヤード・道路との区別化を為、標識設置等することで、建設後は遊歩道としての機能・効用を維持する計画としております。</p> <p>③林野庁が指定する「レクリエーションの森(野外スポーツ地域)」に指定された区域と重複しているため、「森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能」が期待された保安林になります。</p>
			2次	<p>遊歩道の利用を保健保安林の機能として考慮しているとのことですが、遊歩道と重複して風車を設置することで、利用者にとって森林機能・景観上の大きな損失を生じることが想定されます。回避が大前提であるとして、保健保安林側に区域を拡張するなど、対応に一貫性がみられません。遊歩道の利用を回避が大前提であるならば、他の要因等を考えた際に設置が難しい箇所は区域から外すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>本事業においては、具体的には遊歩道と管理用道路が交差する箇所については擬木の案内板や柵等を設置し誘導することや、遊歩道と管理用道路・風車ヤードが重複する部分については、追加の伐採を伴わずに遊歩道として活用可能な場所を、砂利敷を実施することで歩行しやすくし、代替遊歩道とする予定です(別添資料3-2ご参照)。引き続き関係機関との協議を実施する中で、上記対応に関する具体化を進め、更に、歩行者の利便性を高める施設のご要望があがった場合は、適切な設置場所等を検討の上設置し、レクリエーションの場としてより多くの方に利用いただけるよう努め、風力発電所と遊歩道との共存を目指しております。</p>
			3次	<p>①代替遊歩道として、歩行しやすくし、レクリエーションの場としてより多くの方に利用いただけるように努めるとのことですが、当該重複箇所は山の上であることから、登山道を登った後に当該箇所に行きつくものであり、その利用形態を踏まえると、その地点において、風車を近くで見ると砂利敷のような整備手法をすることが、「より多くの方に利用いただけるよう」な整備手法であるとは考えにくいですが、麓が登山道で頂は代替遊歩道となった際は、どのような方がどのように利用すると想定しているのでしょうか。</p> <p>②これら利用形態を踏まえると、当該区域は元の利用形態を維持すべきであり、あくまで回避を前提とすべきと考えますが、改めて事業者の見解を伺います。</p>	<p>①今後の関係機関との協議を踏まえて整備手法・整備度合を確定して参りますが、現時点では、2次回答での開示資料(別添資料3-2)でお示しました写真及び2次回答で記載した整備手法の通り、より利便性の高い代替遊歩道の設置を想定しており、麓の登山道により近い状態となり、登山道の延長としてより多くの方に利用頂けるものと考えております。</p> <p>②風車配置計画を立てる上で、極力遊歩道を回避することを前提としておりましたが、地すべり地形の回避、伐採面積の最小化、最低限の事業性の確保といった観点を考慮の上、今回の風車配置計画となっております。重複する部分については、代替遊歩道を設け、本事業の風車ヤード・道路と区別する為、標識設置等することで、建設後は遊歩道としての機能・効用を維持する計画としておりますが、利用される方により、好ましい遊歩道の状態は変わってくるものと考えており、今後の関係機関とも協議の上、ご要望に応じて整備手法・整備度合を確定して参ります。</p> <p>なお、小樽市との協議を踏まえて、風車と遊歩道との重複による影響を考慮し、塩谷丸山から遠藤山に向かう尾根上に設置予定の3基(風車番号:T24、T25、T26)の設置を追加で取りやめる方針としており、既に小樽市には、同方針をお伝え済みです。</p>

4. 「第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

6. 「第6章 方法書についての意見と事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	369	6.1.2 方法書についての意見の概要及び事業者の見解	1次	<p>準備書を取りまとめるにあたり記載事項の追加または記載事項の見直しを行っているとしているが、誤字を含め明らかな間違いの修正以外、一度公表した内容を一方的に差し替えるような行為は不誠実であり、時点修正を含め内容の見直しや追加は、該当箇所毎に理由を示した上で方法書における事業者見解とは別に示すべきではないのか、見解を伺います。</p> <p>加えて、変更等は区別のためゴシック体で示しているが、削除部分は注記等もなく本書からは変更内容が確認できないが、それで正しい内容を伝えていると言えるのか、見解を伺います。</p> <p>また、方法書段階で示された事業者見解から本図書が縦覧開始されるまでの2年間、事業者の対応を見守ってきた意見提出者に対して、自らが示したことが異なることを行ってきた（対応するとしていたことが行われていない）事項があるが、こうした行為を行うことについての認識を伺います。</p> <p>更に、方法書に対する知事意見は事業者見解も踏まえて作成したものであるが、その見解内容を後になって修正するという事は、誤った内容で検討・判断をさせたことになるが、見解を伺います。</p>	<p>方法書提出後頂戴しましたご意見を踏まえて、準備書の作成に向けた調査・予測・分析・結果取り纏め等を行ってまいりましたが、計画策定に伴う各種検討は、一連の過程を通じて把握・判明した実情等も踏まえて行っており、対応方針策定内容・検討結果には方法書時点からの変更・更新を伴う部分もございます。誤字含め明らかな間違いの修正は無いため、方法書時点の事業者見解の記載内容は差し替えず、方法書時点の事業者見解の記載内容及び、今回更新致しました箇所（準備書における対応方針）については、【別添資料6-1】にて記載いたします。</p>
			2次	<p>別添資料が示されたことにより、審議会においては方法書段階の対応との比較が可能となったところですが、縦覧図書を閲覧した住民の方については差し替えられた状態のものしか閲覧できず、1次質問で質した方法書への意見提出者に対する姿勢として十分とは思われません。方法書への意見提出者に対して、方法書段階の見解と準備書段階の見解と、その変更理由について十分に説明する必要があると考えますが、事業者の見解と対応方針について伺います。</p>	<p>準備書への意見書では、6章の記載内容を変更した点に関するご意見はございませんでした。また、本事業HP上にて、北海道庁の審議会が実施された旨を掲載、道庁審議会HPのリンクを添付し、審議会別添資料として提出させて頂きました【別添資料6-1】についても閲覧可能な状態といたします。</p>
			3次	<p>事業者HPを確認すると、「本事業HP上にて、北海道庁の審議会が実施された旨を掲載、道庁審議会HPのリンクを添付し、審議会別添資料として提出させて頂きました【別添資料6-1】についても閲覧可能な状態」とした状況は確認できましたが、これでは、「図書の住民意見に関する部分に修正が入った」ことが分かりません。このような公表を行った経緯を考えると、準備書の公表ページ中で、方法書の意見提出者に対して記載が変更になった経緯等を説明した上で、そのページから資料が閲覧できるようにするべきと考えますが、事業者の見解と対応方針について伺います。</p>	<p>事業者HP上にて、今回の経緯及び趣旨を説明した上で、【別添資料6-1】が閲覧できるようにいたします。</p>
6-3	372	表6.1.2-7 No.7	1次	<p>事業終了後の風車の扱いについて、「撤去」から「原則撤去」に変更した理由を伺います。また、一度示した内容を後日、特に周知することなく変更したことで、企業として意見を寄せた相手に対してどのような姿勢で相対しているのか、認識を伺います。</p>	<p>誤記でありますので、当初の記載のとおり「原則」を削除し、「撤去」に修正いたします。</p> <p>尚、方法書段階での記載事項は残させて頂いた上で、準備書段階での追記の記載事項との比較については後日資料をご提出させて頂きたく宜しくお願い致します。</p>
			2次		
			3次	<p>1次質問について、意見を寄せた相手に対してどのような姿勢で相対しているのか伺っていますが、回答には姿勢について回答されていませんので、改めて、意見を寄せた相手に対してどのような姿勢で相対しているのか、事業者の認識をお示しください。</p>	<p>事業者HP上にて、今回の経緯及び趣旨を説明した上で、【別添資料6-1】が閲覧できるようにいたします。</p> <p>今後も、事業者HPを中心とした迅速な情報公開を徹底し、一人一人の意見を尊重し、個別に丁寧な対応を取ってまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-4	372	表6.1.2-8 No.8	1次	住民意見に対し、関係機関と協議の上検討した環境保全措置を準備書に記載したとありますが、記載を確認すると「協議を重ねながら計画を進めていく」や「協議を重ねながら計画を進め、有効な措置を検討する」など、明確な見解が示されていないように思われます。方法書段階でこのような意見があったにも関わらず、準備書段階で明確な見解を示すことができなかった理由についてご教示願います。	「10.1.10人と自然との触れ合いの活動の場」「10.2環境保全の為の措置」に記載ある通り、小樽周辺自然遊歩道の具体的な環境保全措置として、「施設の供用後は、遊歩道の利用を損なうような立ち入り制限は行わず、その旨を情報提供することにより、本事業による利用者の減少を防ぐ」や「遊歩道の案内板の整備や、周辺の自然についての説明版を設置し、自然との触れ合い活動を推進する」といった保全措置を取って参ります。一方で、上記保全措置の具体化については、今後実施するボーリング調査等にて最終確定する風車配置位置及び工事・管理用道路計画をもとにした協議が必要となるため、引き続き関係機関との協議を重ねながら計画を進めて参ります。
			2次	①引き続き関係機関との協議を重ねながら計画を進めるとのことですが、小樽周辺自然遊歩道にかかる関係機関からの意見については、塩谷丸山からの眺望点についてとして集約されています。塩谷丸山からの景観に係る関係者からの意見では近距離に風車が介在することや、大きく見えることに対する懸念の意見が見られていますが、事業者からの回答では、立入制限の不実施や案内板の整備を行うというもので、この懸念に対して十分な対応がとられていません。すでに準備書段階であることを考えると、速やかに検討を行い具体的な措置を提示する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。 ②また、住民意見は遊歩道に係る環境保全全般に係る意見ですが、関係機関に対して行った情報収集は、塩谷丸山からの景観に限定されています。当該区域は保安林区域内である等、遊歩道の環境保全に関し情報収集を行うべき関係機関は他にもあると思われませんが、準備書段階での情報収集状況として不足はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	①該当の風車含め、最終的な風車配置・基数の決定に際しては、一部風車の設置の取りやめ等の措置も含め、余市町や景観条例を定める小樽市との協議及び、準備書に対する小樽市及び余市町の意見を踏まえた上で、ご指示・ご判断のもとで行うことといたします。なお、市町村長の意見書は、事業者宛てに提出されるものではありませんが、知事に提出された後、北海道庁が審議会を通じて公表しているものであり、自治体の意向を伺い知る重要な方法と認識しております。事業者としてはその内容を踏まえて小樽市、余市町との協議を実施し、最終的に風車配置・基数を決定していく所存です。 ②対象事業実施区域内に位置する国有保安林を管轄する森林管理署に、遊歩道の取扱いに関して事前にご相談しております。ご相談内容も踏まえ、当社といたしましては、遊歩道と重複する場所については、代替遊歩道を整備する他、歩行者の利便性を高める施設（例：手すり、階段、仮設トイレ、ベンチ）の設置等を検討しております。
			3次	2次回答②に関して、情報収集を行うべき機関としては、森林管理署のみで間違いはないでしょうか。他に想定されるステークホルダーがあればお示しいただくとともに、現時点の情報収集状況についても伺います。	森林管理署に加えて、小樽勤労者山岳連盟が協議させて頂くべき機関と考えており、既に環境アセスメント手続きにて必要となる調査へのご協力は頂いております。代替遊歩道の整備手法他、利用者の利便性を高める施設についての、具体的な内容・計画については、現時点では協議は実施しておりませんが、今後、実施する詳細な工事計画の策定状況を踏まえた上で、協議を行ってまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-14	382	表6.1.2-16 No.16	1次	削除した例示「可能な限り伐採・改変範囲を低減」について、調査結果から影響をどのように予測したのか、可能であるとして対応（低減）した伐採・改変範囲内容と出来なかった部分について、具体的に示されたい。	可能な限り既存の林道、また一部遊歩道を活用する配置計画とすることで、伐採・改変範囲を低減いたしました。 尚、方法書段階での記載事項は残させて頂いた上で、準備書段階での追記の記載事項との比較については後日資料をご提出させて頂きたく宜しくお願い致します。
			2次	①質問6-5及び本質問への回答で「一部遊歩道を活用することで伐採・改変範囲を低減」したと記載されていますが、この一部遊歩道の活用とはどういう意味でしょうか。造成（伐採）箇所が遊歩道と重複しているために造成（伐採）面積が減少したという意味でしょうか。既存の林道・遊歩道を活用した箇所について、それぞれどのような目的で活用する計画となっているのか及び、伐採・改変範囲の低減面積をお示しください。 ②遊歩道は、人と自然との触合いの場として地域住民を始め多くの人々が利用しており、回避が大前提であると考えます。また、質問3-2や6-2等の事業者回答にあるとおり、現在の計画では代替遊歩道を設ける必要等が生じることから、実質的に造成（伐採）範囲の低減となっているとは思われません。伐採（造成）範囲の低減のために遊歩道を改変若しくは占用する場合、当初の遊歩道の用途から大きく逸脱することとなり、それを活用と称して計画を進める姿勢は、住民等からの意見に誠実に対応しているとは思われません。人と自然との触合いの場及び住民等からの意見に対する配慮について、事業者のとしての考え方を伺います。	①既存の林道は、工用道路・管理用道路として、既存の遊歩道は工用道路・管理用道路及び風車ヤードの一部として活用いたします。既存の林道の一部を活用することによる低減面積は約14.3ha、既存の遊歩道の一部を活用することによる低減面積は約0.3haと算出しております。なお、当該低減面積はあくまで本事業において活用予定の既存林道及び遊歩道のみ面積であり、実際に、林道及び遊歩道との重複を避けて、工用道路・管理用道路及び風車ヤードを設置し、迂回ルートを設置する場合は、さらなる伐採面積が必要となる理解です。また、遊歩道は、基本的に山の稜線上に位置しているため、遊歩道を避けて設置する場合は風車ヤードや管理用道路は山腹に計画せざるを得なく、切土量が大幅に増えることが予想され、環境に与える影響が増加する可能性があると考えております。 ②本事業において、遊歩道と管理用道路が交差する箇所については擬木の案内板や柵等を設置し誘導することや、遊歩道と管理用道路・風車ヤードが重複する部分については、追加の伐採を伴わずに遊歩道として活用可能な場所を、砂利敷を実施することで歩行しやすく、代替遊歩道とする予定です（別添3-2ご参照）。引き続き関係機関との協議を実施する中で、上記対応に関する具体化を進め、更に、歩行者の利便性を高める施設のご要望があがった場合は、適切な設置場所等を検討の上設置し、レクリエーションの場としてより多くの方に利用いただけるよう努め、風力発電所と遊歩道との共存を目指しております。
			3次	利用者（歩行者）からの要望で最も多いのは遊歩道の現状維持であって、利便性の高い代替遊歩道ではないと思われませんが、利用者の意見について把握した結果、利用者からの要望はをどのように捉えているのか、事業者の見解を伺います。	風車配置計画を立てる上で、極力遊歩道を回避し、現在の状態を維持することを前提としておりましたが、地すべり地形の回避、伐採面積の最小化、最低限の事業性の確保といった観点と考慮すると、全ての遊歩道の現在の状態を完全に維持した形で事業を推進することは難しい為、利用者からの要望を踏まえて、既存の遊歩道に近い、もしくは同様な状態とする整備方法も検討しております。今回の風車配置計画となっております。 なお、小樽市との協議を踏まえて、風車と遊歩道との重複による影響を考慮し、塩谷丸山から遠藤山に向かう尾根上に設置予定の3基（風車番号：T24、T25、T26）の設置を追加で取りやめる方針としており、既に小樽市には、同方針をお伝え済みです。

7. 「第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

8. 「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

9. 「第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

10. 「第10章 環境影響評価の結果」

「10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」

「10.1.1 騒音」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

11. 「10.1.2 振動」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

12. 「10.1.3 超低周波音」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

13. 「10.1.4 水質」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

14. 「10.1.5 風車の影」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

15. 「10.1.6 動物」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-3	881	①予測の基本的な手法	1次	猛禽類及び渡り鳥の衝突確率を求めるモデルとして環境省モデルを用いていますが、「海ワシ類の風力発電施設パードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）」のp74では、「旋回時の飛翔速度は通常の直線による巡航速度の半分程度になると想定されることから、その際の、衝突回数は、由井・島田（2013）で示された変換接触率で計算すると2倍になることから留意する必要がある。」とされていることから、由井・島田モデルも用いて予測する必要があるのではないのでしょうか。事業者の見解をご教示願います。また、必要があるのであれば、由井・島田モデルにおける年間予測衝突数の推定についてお示しください。	本事業では、法令に基づく環境影響評価手続きにおける予測及び評価を行うことから、公的機関である環境省自然環境局が作成した環境省モデルを用いて予測を行っており、特定の研究者からのライセンスの取得を要する由井・島田モデルは採用しませんでした。また、本書でお示しした環境省モデルでの衝突確率の2倍の値でも、事業期間（20年間）におけるパードストライク個体数は1個体を下回ることから、影響は小さいものと考えられます。
			2次	由井・島田モデルは採用しなかったが、衝突確率の2倍の値で見ても影響は小さいとのことですが、他事業ではありますが、同モデルを使用することで2倍以上の値になる例は多くあるため、2倍で見ても値が小さいとしても過小評価につながる可能性は大いにあると考えます。環境省モデルで過小評価とならないかについて再度事業者の見解をご教示願います。	本準備書では、風力発電機の配置に関わらず、確認された予測対象種の飛翔に対して衝突確率を算出しておりますが、風力発電機を配置する尾根部は、それ以外のエリアと比較しても飛翔確認数は多くはない状況です。環境省が公表した「海ワシ類の風力発電施設パードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）」においては、影響の程度が大きい場合には複数の予測手法を用いることを推奨しているが、本事業においては、影響の程度は小さいため、本準備書の環境省モデルによる予測は過小評価にはならないと考えております。
			3次	2次質問への回答内容からは、他モデルまたは2倍の値をもって評価することに不都合はないように思いますが、「影響が小さい」との回答ですが量的な回答ではないので審議会としてはそれが科学的に妥当なのか判断ができません。ワシ類の衝突は実際には影響が小さいと評価された場所でも起きていていると思います。そのため、影響が小さいことをより多面的に評価することは重要であると思しますので、複数の手法による評価を行うことをご検討ください。	評価書段階の最終的な風力発電機の配置では、環境省モデルと由井・島田モデルで衝突確率を算出し評価します。
15-6	888 917 等	予測結果 (コウモリ類、鳥類)	1次	騒音による生息環境の悪化について、「騒音により、生息している個体が逃避する可能性がある」としていますが、コウモリ類及び鳥類については、この記載がありません。鳥類及びコウモリ類は生息個体が逃避する可能性はないのでしょうか。どのような違いから記載が異なっているのかご教示ください。	鳥類については、その他の動物と比べて移動能力が高く広い行動圏を持つため、個体の逃避について記載していませんが、低騒音型の建設機械を使用することで騒音による影響の低減を図ります。また、コウモリ類についても、鳥類同様に影響の低減を図りますが、主な活動時間が夜間であるため、個体の逃避について記載していません。
			2次	①確認ですが、鳥類について、1次回答は逃避はするが広い行動圏を持っているため生息環境への影響は小さく、また影響の低減の措置も図るということでしょうか。 ②また、騒音の脊椎動物への影響は生息地放棄（忌避）に留まらず、生理ストレス、繁殖成績への影響など多岐にわたります。これらと「移動能力が高く広い行動圏を持つ」こととの関係を明確にしたいうえで、考えられる騒音影響を評価する必要はないでしょうか。一方、騒音を忌避するのであれば、それによって生じる影響（見かけの生息地の消失）を評価する必要があると考えます。	①工事の実施に伴う騒音により、一時的な忌避行動は否定できませんが、行動圏内の生息環境を大きく改変するものではないこと、低騒音型の建設機械を使用することにより低減されることから、影響は小さいと考えます。 ②騒音による生理学的な影響、騒音を忌避することによる見かけの生息地の消失による影響については、予測対象種ごとに必要な十分な知見が存在しないこと、個体の死亡、個体数変化との因果関係を把握することが困難なこと、また、野生環境下では騒音による影響が生じる前に個体が逃避する可能性が高いと考えられることから、考慮していません。
			3次	①一時的な忌避行動は否定できないとのことですが、工事が終われば忌避行動をとらなくなり環境の利用を再開するというところでしょうか。一時的な忌避行動とはなにかご教示ください。 ②低騒音型の建設機器による騒音低減効果が動物への騒音影響の軽減に十分なのかデータや科学的エビデンスをお示しください。知見が十分でない場合、影響が小さいとは断言するべきではないと思いますので、不確実性を考慮した評価を行ってください。 ③野生環境下では騒音による影響が生じる前に個体が逃避する可能性が高いとのことですが、個体の逃避は騒音の影響の一つで、逃避が発生する範囲においては、生息地の質の低下を引き起こしていると考えられます。逃避が発生することは影響を考慮しない理由になるとは思われませんが、評価の必要性について、事業者の見解を改めて伺います。	①一時的な忌避行動とは、ご指摘のとおり工事期間中は一時的に忌避行動をとり、工事終了後は環境の利用を再開することと考えております。 ②低騒音型の建設機器を使用することで騒音による影響の低減を図りますが、今後、低騒音型の建設機器による騒音低減効果が動物への騒音影響の軽減に関する具体的な知見が得られれば、これらの知見を含めた適切な評価を実施します。 ③コウモリ、鳥類とも騒音に対する忌避行動等の行動特性や行動範囲の変化等は解明されていない部分も多いため、北海道内の公共事業の配慮事例を参考に環境保全措置を検討しました。今後、騒音に対する忌避行動等の行動特性や行動範囲の変化等に関する具体的な知見が得られれば、これらの知見を含めた適切な評価に改めます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-12	902	表10.1.6-81 メッシュサイ ズ	1次	1 基の風車の範囲が含まれるよう250mとしているが、確認された飛翔ルートは毎回同じではないことから、利用範囲は調査結果よりも広いと想定され、メッシュが狭いと実際には利用している場所が計算対象から外れる結果、過小評価になると考えられるが、見解を伺います。(P955 渡り鳥についても、移動ルートは固定されていないと考えられることから同様)	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」第5章 参考資料 資料(12) 飛翔軌跡調査を用いた衝突回数推定の試み(平成23年1月、平成27年9月修正版、環境省自然環境局野生生物課)を参照し、衝突確率を算出しております。手引も調査区域を250mメッシュで分割しており、「調査区域を広く設定すればするほど、風車回転面積が小さくなり、その分衝突回数が小さくなる。」という記載があることから、今回のメッシュサイズが過小評価になるとは考えておりません。
			2次	過小評価につながっていないことを数値で具体的にお示しいただくのが良いかと思います。異なるメッシュサイズで衝突確率を算出した結果を次回のお返事にお示しください。	作業に時間を要するため、3次回答にてお示しします。
			3次	2次質問に対する算出結果をお示しください。	メッシュサイズ500mの場合の算出結果を【別添資料15-12】にお示しします。
15-15	922	ブレード・タワー等への接近・接触(ヨタカ)	1次	ブレードの高さまで飛翔する頻度は低いと考えられるとしているが、ブレードの最低地上高は約26mである一方、周囲の樹高は20mを超える箇所も分布していると想定されるが、樹冠を避けて飛行する場合はついでどのように考慮したのか、伺います。	本調査では、夜間の鳴き声のみの確認であったことから、飛翔高度は把握できなかったため、文献による生態と有識者の助言を踏まえて予測しております。
			2次	有識者の助言を踏まえてどのように評価する予定なのか見解をお示しください。夜行性の飛翔性鳥類への衝突影響評価に利用できる飛翔データは少なく、また個体や場所に依存して変化することが考えられます。そのため、可能な限り現地調査のデータが重要であると思えます。建設前に少しでも追加のデータを取得して衝突確率に基づく影響評価を行うべきと考えますが事業者の見解をお示しください。	本準備書の影響予測については、既に有識者に確認の上記載しております。夜行性鳥類については、飛翔経路の確認は難しく、衝突確率の算出は現実的ではないと考えております。
			3次	「飛翔経路の確認は難しく、衝突確率の算出は現実的ではない」のであれば、影響が大きい小さいかの評価が現時点ではできないということかと思えます。影響が大きい場合を考慮して保守的な評価・事業の実施を行うべきだと思いますが事業者の見解をお示しください。	本種の評価は、文献による生態と有識者の助言を踏まえ、影響は小さいと予測いたしましたが、不確実性を伴うことから、評価書において以下のとおり記載内容を修正いたします。 「本種は主に樹林内や林縁の地表近くを飛翔すると考えられ、ブレードの高さまで飛翔する頻度は低いと考えられることから、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいと予測する。 しかしながら、調査地域内における本種の確認は夜間の音声確認のみであり、文献による生態情報と専門家の意見を踏まえた予測である。これらの結果には不確実性が伴うため、パードストライクの影響を把握するための事後調査を実施することとする。」
15-19	936, 937	騒音による生息環境の悪化(オオアカゲラ、クマガエラ)	1次	騒音による生息環境の悪化について、一時的なものであることなどから影響は小さいと予測しているが、本種は留鳥であること、特に営巣木については適したものが限られることから土地への執着性が高いと考えられること、工事期間は6カ月程度継続すること、更にそれが5年間繰り返されることを考慮されていないが、それぞれの種について見解を伺います。	工事は、工事期間のうち、工事箇所を変えながら順次実施するため、同一箇所においてくり返して工事騒音が発生するわけではありません。
			2次	①「同一箇所においてくり返して工事騒音が発生するわけではない」と1次質問の回答にありますが、それぞれの工事箇所で使用する作業道が重複し、そこを工事車両が通行することにより、長期間騒音が繰り返されることはないでしょうか。それを踏まえ、1次質問の内容について改めて見解を伺います。 ②また、上記猛禽類と同様ですが、一回所において繰り返して工事騒音が発生しなくても、一回の突発的な騒音が重大なインパクトをもたらすこともあり得ます。そうした点から影響評価をすべきと考えますが事業者の見解をお示しください。	①最も工事車両の多いとされる風車基礎のコンクリート打設は、1基あたり1日で行う計画であり、対象事業実施区域の西側エリア(風車1～13号機)及び東側エリア(風車14～26号機)においてそれぞれ工事期間中の13日間に限られます。 ②一回の突発的な騒音としては、基礎工事における掘削時の音が考えられますが、本計画では低騒音での施工が可能な工法(全周回転オールケーシング工法)を採用し、影響を低減させるため、各工事内容を考慮した影響評価は実施しておりません。
			3次	低騒音での施工が可能な工法(全周回転オールケーシング工法)による騒音低減が、動物への騒音影響の低減につながることを示す科学的根拠をお示しください。	突発的な音の代表としては、既製杭工法によるディーゼルバイルハンマや油圧バイルハンマがあり、A特性実効音響パワーレベルはそれぞれ134デシベル、121デシベル*となります。これに対して本計画で採用した工法(全周回転オールケーシング工法)は107デシベルと低いうえ、衝撃騒音の発生はありません。 *出典:建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”(日本音響学会誌64 巻4号)

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-22	963	〈地形改変及び施設存在〉	1次	<p>①ニホンザリガニへの影響について、個体の移植により影響が低減されると評価していますが、影響は回避を最優先とすべきと考えます。作業道のルート変更など、確認箇所周辺を回避することは検討しなかったのでしょうか。どのような検討経緯で移植することとしたのか、ご教示願います。</p> <p>②p.1302の専門家ヒアリングを見ると、「ニホンザリガニの生息環境を新設道路が横断する場合は、移動を阻害しないよう水を通引するパイプカルバートやボックスカルバートの設置及びその設置方法への配慮の検討をする」とも書かれています。ニホンザリガニへの影響の低減措置を移植のみとしています。このような対応による低減措置を検討しなかった理由をご教示願います。</p> <p>③また、移植後の定着については不確実性が伴う可能性があるため、定着状況について事後調査の実施や専門家への継続的なヒアリング等が必要と考えますが事業者の見解をご教示願います。</p>	<p>①有識者より「当該地域のニホンザリガニは特定の沢に生息しているのではなく、周辺の湿った土壌も含めた沢地環境に広く生息しており、生息地内を移動しているものと考えられる。」と助言を得ており、個体の移動の観点から、現段階の工事計画では回避の検討はしていません。そのため工事前に実施前にニホンザリガニの生息状況を確認した上で保全対策を実施することから有効と考えております。</p> <p>②沢部を新設道路が横断する場合は、本種の移動を妨げないような横断暗渠の敷設を予定しておりますが、詳細な施工方法については、評価書でお示しします。</p> <p>③有識者より、当該地域のニホンザリガニは「移殖先の環境が生息に適さない場合については、自力で他の環境に移動することが可能である。」と移殖の有効性について確認しているため、現時点では事後調査の実施を想定しておりません。しかし、工事前の生息状況確認及び移殖先の検討時の際に専門家の助言を得ることから、移殖作業後にも報告し、必要に応じて定着状況の確認を含めた継続的なヒアリングを行うことを想定しております。</p>
			2次	<p>①仮に移植せざるを得ない場合にも、遺伝子攪乱を意味するため、近年では遺伝子組成を調べてから移植の可否を決めることもあります。そのような点は考慮されるのでしょうか。</p> <p>②詳細な施工方法を評価書で示すとしていますが、施工方法によっては本種及び本種以外の予測評価に影響する可能性があるため、現段階における施工方法の概要をご教示願います。</p>	<p>①遺伝子攪乱に考慮し、同一水系内の移植を実施します。</p> <p>②現段階の施工方法を別添資料15-22に示します。</p>
			3次	<p>同一水系内であれば遺伝子攪乱が起きないことを調べたい実施すべきと考えます。事業者の見解をお示しください。</p>	<p>ニホンザリガニの遺伝子攪乱の問題として、ニホンザリガニは移動性が低いため、各個体群間の遺伝子情報の変異が大きいと想定されており(文献1)、河川毎に遺伝子が固有である可能性も指摘されているため(文献2)、可能な限り同一河川第一優先に移殖先を選定する必要があると認識しています。</p> <p>なお、ニホンザリガニは、活性の高い6~10月の各月に40~90m程度移動し、その期間を通じては計300m以上移動することが報告されている(文献3)ので、この範囲内の個体群の遺伝子には交流があるものと想定されます。</p> <p>このことを踏まえ、もしも同一河川内での移植が困難な場合は、安全をみて最大半径100m以内で合流する同一水系内の他の沢川も移殖先として選定対象として検討します。</p> <p>なお、保全措置の実施に当たっては、有識者の指導により客観性と妥当性を確保しながら進めることといたします。</p> <p>文献1:「ニホンザリガニの保全(総説)」(2001年、川井唯史他)</p> <p>文献2:「ザリガニの生物学」(2019年、川井唯史他)</p> <p>文献3:「バイオテレメトリーによるニホンザリガニ移動能力の調査研究」(2015年、土木学会第70回次学術講演会)</p>

16. 「10.1.7 植物」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
16-2	997	(a)環境保全措置	1次	<p>①造成等の施工による一時的な影響への環境保全措置としてタイヤ洗浄を挙げていますが、車両が対象事業実施区域から出る際に措置されるということでしょうか。</p> <p>区域内での外来植物の生育範囲の拡大を防止するため、区域外から区域内に入る際にもタイヤ洗浄を行った方が環境配慮に繋がると考えますが、どれくらいの頻度でタイヤ洗浄が行われる計画なのか、ご教示願います。</p> <p>②また、本事業により広範囲に裸地が発生し、外来種が侵入しやすい環境が形成されます。記載された対策の他、定期的に改変区域を見回り、外来種の侵入が確認できた際には除去を行うことが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>③地形改変及び施設存在への環境保全措置として樹木の伐採や土地改変の最小とすることを挙げていますが、どのように最小限にとどめる計画なのか、具体的な措置をご教示願います。</p>	<p>①本調査で確認された特定外来種オオハンゴンソウは、農道や林道脇で確認されているため、外来種対策としては、工事現場に入る際のタイヤ洗浄の方が重要と考えております。</p> <p>タイヤ洗浄は、工事用車両が工事現場の出入りの際に実施します。</p> <p>②特定外来種については、工事作業員に対して写真を用いて種の特徴を示し、工事中に確認した場合は除去する計画とします。</p> <p>③現段階において既設道路を可能な限り活用し、新設輸送路もヤードと一体となるように設計し、必要最低限の樹木の伐採や土地改変としています。</p>
			2次	<p>必要最低限の樹木の伐採としたとのことですが、実際、どの程度伐採することとなったのでしょうか。</p>	<p>伐採面積は、最大43haを予定しております。また、今後、石狩森林管理局の指導のもと立木調査を実施いたします。</p>
			3次	<p>伐採面積はかなりの広面積であり、主因がヤードであれば、帰化植物の侵入が容易な箇所を造成していることになり、目視での除去には限界があると考えられます。工事後の外来種防除について措置を行う必要があると考えられますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>工事終了後、植物を含む全ての項目の事後調査時に外来種の侵入状況を確認し、確認された場合は駆除します。</p> <p>また、供用後は現地監視員に外来植物についての啓蒙活動を行い、点検作業中に目視により対象種を確認した場合は、植物の知識を持つ調査員が確認地点及びその周辺の侵入状況を調査し、駆除します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
16-5	1001 ~ 1003	表10.1.7-15 ~20	1次	比較的明るい林内及び既存林道沿いに生育していることが生育環境の悪化の影響が小さくなる要因としていますが、これらの区域に生育することでどのような効果があり、影響が小さくなるのか、ご教示願います。	確認した重要な種は、いずれも比較的光条件の良い場所で生育していることから、それら周辺の変更により、光条件が良くなること自体は、影響が小さいものと予測した。
			2次	光が増加することで、他の種の成育も促進され、種間競争が生じる場合や、強光に弱い種であった場合などは、大きな影響が生じ得ます。現時点で比較的光条件が良い場所で生育していることが、今後の変化の影響を受けないという保証にはならず、慎重な予測評価を行い、影響を回避低減し、その上で注意深い継続観察が必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	「道路建設による周辺植生への影響—総説—(1976,亀山章)」によると、植林地や半自然草地などの人為的な植生では、一般に、種組成的な影響はほとんどみられない、とされており、本計画の変更区域周辺は二次林、植林地であることから、影響は小さいものと予測します。
			3次	「一般に、種組成的な」であって、重要な種の中には、強光が成育に不適切なものや競争に弱いものがあるので、それぞれの種単位で考慮しないと特定の種の適切な保全はできません。貴重種の保全には適切なモニタリングも不可欠ではないでしょうか。	工事開始前に移植予定種の生育状況を確認する際には、生育地周辺の他植物の繁茂状況、光条件等を把握した上で、専門家に相談の上、各種のモニタリング計画を検討します。
16-7	1025	環境影響の回避・低減に関する評価	1次	変更区域内に確認された重要種について、移植を実施し影響は低減できるとしていますが、移植は効果に不確実性のある代償措置であり、影響の回避を際優先に検討すべきと考えます。影響の回避・低減についてどのような検討を行い、どのような理由で対応できず移植との結論に至ったのか、生育箇所毎に具体的に説明願います。	対象事業実施区域内の重要な群落（オオヨモギ-オオイタドリ群落、エゾイタヤ-ミズナラ群落（大径木の確認あり））については、影響の回避のため、変更区域から除外しております。事業計画の検討においては、変更面積を最小化するため、既存林道を最大限活用する計画としたほか、風力発電機の相互距離の確保、土工量を削減するよう、土量バランスに配慮する等、環境面、安全面等の観点から総合的に判断し事業計画を検討しております。植物の重要な種への影響については、p.1299,1300,1301に記載の専門家による現地調査前の助言を踏まえて、移植による保全措置の有効性が高いと考えられることから、移植による代償措置を行う計画としました。
			2次	仮に移植せざるを得ない場合にも、遺伝子攪乱を意味するため、近年では遺伝子組成を調べてから移植の可否を決めることもありますが、そのような点は考慮されるのでしょうか。	遺伝子攪乱に考慮し、自生地周辺に移植します。
			3次	専門家意見に施工ヤードに移植とありますが、一方でヤードは緑化しないとされており、定着させるのは難しいと思われそうですが、どのように移植地を選定するのか、また「遺伝子攪乱に考慮」とはどのように考慮するのでしょうか。移植地の選定プロセスについてお示しください。	工事前に変更予定地内の重要な種の生育状況を詳細に把握の上、専門家へ相談しながら移植先、種毎の移植スケジュールを検討します。調査で確認した重要な種の多くは林道沿いであることから、移植先は新規または拡幅作業道の脇、ヤード造成地の法面のササの被覆が及ばない場所のうち、遺伝子攪乱に考慮して自生地付近の光条件の良い場所を想定しております。

17. 「10.1.8 生態系」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
17-1	1043	クマタカの生息状況	1次	営巣が確認され、事業区域周辺における繁殖の兆候がありますが、繁殖個体の行動圏の把握を行う必要はないのでしょうか。	クマタカは林内に生息するため、現地調査で把握しきれない行動が多く、個体識別が困難であるため、有識者からもこの点について留意するよう助言をうけております。P. 1044, 1055 営巣位置と確認されたクマタカの行動に示すとおり、これらの結果から繁殖個体の行動圏を推察することは過小評価につながるものと考えております。そのため、本解析では、確認されたクマタカの繁殖時期、飛翔高度、採餌関連行動に関わらず、確認された全ての行動を使用し、Maxentを用いて調査範囲の出現確率を算出することで、過小評価とならないようにいたしました。
			2次	「Maxentを用いて調査範囲の出現確率を算出することで、過小評価とならないよう」とのことですが、Maxentを用いることで「クマタカ調査をしていない場所」や「見通しは悪いけど出現しなかった場所」の存在確率が適切に評価できていることの根拠をお示しく下さい。また、存在確率は時空間自己相関の影響を排除して解析すべきです。そうしないと、よくいる場所のそばの環境が過大評価される可能性があります。一つの手としては、止まり（休息・採餌）か飛翔かくらいは分けて解析することはできるのでしょうか。また、Maxentを用いれば確かに存在確率を面的には評価できますが、確認されやすい場所の環境が生息確率が高いと過大に評価される可能性があるように思います。調査は比較的見通しの効く場所で行われていると思いますが、地形や距離の違いがあることから見えている範囲の発見率を一定と仮定することは無理があり、また、クマタカのような発見の難しい鳥の場合、確認が難しいが生息に重要な環境の重要性がしっかりと評価されているか確認する必要があります。	17-13②と併せて3次回答にてお示しいたします。
			3次	2次質問に対する回答をお示しください。	狩り・採餌及びとまりの確認地点は【別添17-1】のとおり、営巣地周辺に偏りがあり、過小評価に繋がるものと考えられることから、全ての飛翔を対象として予測しております。ご指摘のとおり、調査時の見えている範囲と発見率を一定と仮定することは困難ではありますが、準備書のMaxentの結果をp. 1040に示す調査地点からの視野範囲と比較すると、上空のみ見える範囲に存在確率が出ている場合は、調査で把握しきれないクマタカの生息可能性があることと推察いたしました。また、本調査では、クマタカの個体識別や詳細な行動を把握できておりませんが、17-13②への回答として4月～7月の抱卵、巣内育雛期の行動及び流域界から推察した営巣地からの行動圏を【別添17-13】にお示しします。評価書では、準備書の予測手法に加え、上記の予測結果を併せて示し、評価いたします。
17-7	1082	2) 影響予測 a. クマタカ	1次	クマタカの生息状況について、検討に用いている要素は営巣のみで出現した場所を考慮していない理由とともに、適切に評価されているか、見解を伺います。	MaxEntにおけるクマタカの好適生息環境指数は、クマタカの飛翔軌跡をもとに算出しており、確認された営巣地の好適生息環境指数が高いこと、モデルのAUC値が0.679であること、一般的なクマタカの生態情報と合致すること、MaxEntモデルの各環境類型における応答曲線が餌資源量指数と同様の傾向であることから、モデルの妥当性は高いと考えております。さらに、専門家からも既往研究の結果とよく付合しているとの助言を頂いていることから、適切に評価できているものと考えます。
			2次	「クマタカの飛翔軌跡をもとに算出」しているならMaxentの出力は単によく飛ぶ場所と解釈すべきです。林内の重要な場所（休息場所やハンティング場所）は別に評価が必要であると考えます。	17-13②と併せて3次回答にて回答いたします。
			3次	2次質問に対する回答をお示しください。	狩り・採餌及びとまりの確認地点は【別添17-1】のとおり、営巣地周辺に偏りがあり、過小評価に繋がるものと考えられることから、全て飛翔を対象に予測しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 17-13	1082	2) 影響予測 a. クマタカ	1次		
			2次	3/13に実施された、「令和4年度陸上風力発電事業の環境影響評価におけるクマタカ・チュウヒの取扱いに関する検討会（第2回）」において、クマタカは風車から500m以内の環境利用は回避する影響が生じる恐れがあると整理されています。また、営巣中心域を含む主稜線や流域界で区切られた範囲内に、400haの好適採食地が必要であるとされています。本検討会では動物の項目における整理とされていますが、本図書では、動物の予測結果のクマタカの項において生態系で扱う旨が記載されていることから、生態系の部分についても本検討会の内容を踏まえ、 ①本図書において、変更区域の面積から影響は軽微と予測していますが、風車から500mの範囲内の利用を回避することの影響を予測する必要があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②確認されたクマタカ営巣地点からの行動圏を主稜線及び流域界から予測した図と、その行動圏内の好適採食地と、変更区域の面積をそれぞれ推定することは可能ですか。	17-13②の推定についてお時間を頂きたいをお願いします。①についても②と併せて3次回答にてお示しいたします。
			3次	2次質問に対する回答をお示しください。 なお②については、推定結果を合わせてお示しください。	①「令和4年度陸上風力発電事業の環境影響評価におけるクマタカ・チュウヒの取扱いに関する検討会（第2回）」を踏まえ、評価書では、最終的な風車配置から500mの範囲内の利用を回避することの影響を含めた予測を行います。 ②本調査では、多くのクマタカの確認状況から個体識別や詳細な行動を把握できておりませんが、営巣地周辺に特に固執する4月～7月の抱卵、巣内育雛期の飛翔状況及び流域界から推察したクマタカの営巣地からの行動圏を【別添17-13】にお示しします。 また、北側の繁殖個体と考えられる行動圏内の樹林地の面積は1209.1haに対して、変更区域の面積は、23.2haとなります。また、風車から500mの範囲内に含まれる樹林地の面積は507.4haとなり、行動圏のうち400ha以上の樹林地が残ると推定します。
追加 17-14	1085	2) 影響予測 a. クマタカ	1次		
			2次	イ) 移動経路の遮断・阻害において、「迂回するための空間が確保」「工事車両を忌避」することを認識しているにも関わらず、阻害の影響が小さいとしています。迂回や忌避は、移動経路の遮断・阻害に他なりません。少なからずの影響があると考えられます。適切に評価したうえで、これが小さくなるような建設計画にすべきです。他の種でも同様です。	追加17-13と併せて3次回答でお示しいたします。
			3次	2次質問に対する回答をお示しください。	クマタカについては、準備書p.1046、1047及び【別添17-13】に示すとおり、営巣地周辺の主要な行動圏内における主要な移動経路に対して、遮断・阻害しているとは考えにくいことから記載の予測といたしました。また、他の種についても現地調査結果による飛翔行動別の行動から、本計画地が、主要な移動経路の遮断・阻害しているとは考えにくいと、記載の予測といたしました。

18. 「10.1.9 景観」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
18-3	1103	図10.1.9- 主要な眺望景観 (天狗山展望台)	1次	区域の方向と建物が大きく被っており適切に眺望景観を把握出来ているかが疑問です。同地点において、建物が被らない地点は存在しなかったのでしょうか。また、存在するのであればそちらの地点でフォトモンタージュを作成しなければ過小評価の可能性があると考えますが事業者の見解をご教示願います。	フォトモンタージュを作成した屋上展望台では、対象事業実施区域方向は全て建物を被っています。その中で、少しでも建物から風力発電機が視認できる場所を探して撮影しています。なお、同展望台近傍には、その他に第1展望台、第2展望台、第3展望台、天狗桜展望台、TENGUUテラスがあるが、いずれも樹木に遮られて風力発電機は視認できないため、これら展望台のうち最も高い位置にある屋上展望台を調査地点として選定しています。
			3次	ウィンターシーズンでは、天狗山スキー場のパノラマペアリフトからの眺望についても考えられますが、リフトからの視認性と景観への影響について事業者の見解をご教示願います。	天狗山スキー場利用者の主要な眺望方向は、小樽市街地、小樽港や石狩湾、晴れた日は暑寒別連峰や積丹半島 (https://tenguyama.ckk.chuo-bus.co.jp/ski/) であり、風車が視認される方向とは重なりません。さらに、施設管理者への聞き取りの際にもパノラマペアリフト利用時に影響についてのご意見をいただけないことから、リフトから視認されたとしても利用者への景観影響は限定的と考えます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
18-9	1193	評価結果（塩谷丸山）	1次	<p>①羊蹄山の眺望に係る風力発電機の配置を取りやめることでランドマークである羊蹄山への介在を回避したとしていますが、他の風力発電機が羊蹄山の眺望構成要素である周辺のスカイラインを切断しており、眺望の広がりやを阻害しているため、羊蹄山自体への介在のみではなく、周辺のスカイラインを含めて評価する必要がありますでしょうか。</p> <p>②本地点の最大垂直見込角は「垂直見込角と鉄塔の見え方の知見」で「目いっぱい大きくなり、圧迫感を受けると」となるとし、羊蹄山の眺望に係る風力発電機の配置を取りやめることで影響を低減するとしています。取り除いた風力発電機は本地点からの垂直見込角が最大となる機体なんでしょうか。そうでなければ、取り除いても圧迫感を拭えず、影響を回避・低減できていないことになると思われますので、垂直見込角が最大となる機体を明示した上で、垂直見込角の大きさによる影響の回避・低減についてどのような環境保全措置を検討しているか、具体的にご教示願います。</p>	<p>①事業者の実行可能な環境保全措置として、羊蹄山への介在を回避しましたが、周辺のスカイラインについては、関係機関、施設管理者、関連団体及び周辺自治会との協議に加えて小樽市景観条例に基づく協議を実施の上、ご意見・指導を仰ぎつつ、最終的な風車配置を確定いたします。</p> <p>②垂直見込角が最大となる最近接位置にある風力発電機T26については、事業性の観点から配置見直しが難しく、その他の効果的な環境保全措置も採用困難といえます。そのため、関係機関、施設管理者、関連団体及び周辺自治会との協議に加えて小樽市景観条例に基づく協議を実施の上、ご意見・指導を仰ぎつつ、最終的な風車配置を確定いたします。</p>
			2次	<p>1次回答にある「事業性の観点」について、具体例を挙げてご説明願います。</p> <p>また、関係機関等や小樽市景観条例に基づく協議を実施の上、意見等を仰ぎつつ最終的な風車配置を確定させるとのことですが、協議の結果、採用困難としている配置見直しやその他の環境保全措置を求められた場合には、どのような対応となるのかお示しください。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域については、豊富な風力資源が賦存していること、風力資源を転換した後の電力の大需要地である道内の都市圏に近接していること、また、その電力を運ぶための基幹送電網等の基礎インフラが既に整備されていることを理由に選定しております。</p> <p>準備書段階の風車配置計画は、個別の風車の風況好適箇所、航空レーザー測量及び現地踏査により評価した地すべり地形の回避、系統への接続契約等の制約を鑑みつつ、本区域における事業が成立し実現し得る計画として策定しております。最終的な風車配置・基数の決定に際しては、一部風車の設置の取りやめ等の措置も含め、余市町や景観条例を定める小樽市との協議を踏まえ、ご判断・ご指示を仰いだ上で行うことといたします。なお、市町村長の意見書は、事業者宛てに提出されるものではありませんが、知事に提出された後、北海道庁が審議会を通じて公表しているものであり、自治体の意向を伺い知る重要な方法と認識しております。事業者としてはその内容を踏まえて小樽市、余市町との協議を実施し、最終的に風車配置・基数を決定していく所存です。</p>
			3次	<p>1次回答では、「配置見直し」や「効果的な環境保全措置」が採用困難としていますが、2次回答では、「一部風車の設置の取りやめ等の措置も含め」で最終的な配置等を検討するとあります。このことについて、</p> <p>①設置の取りやめは「効果的な環境保全措置」には含まれていないのでしょうか。基数の削減であり、「効果的な環境保全措置」の一つと考えられますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②2次回答で自治体との協議を踏まえて行うこととしている「等の措置」には何が含まれているのでしょうか。また、これは1次回答で採用困難とした「効果的な環境保全措置」とは何が違うのでしょうか。</p>	<p>1次回答時点では、事業性の観点から配置見直しが難しいと考えておりましたが、他方で周辺自治体のご意見・指導を仰ぎつつ、風車配置について確定する意向を述べさせていただいております。1次回答以降の小樽市、余市町との協議及び本審議の状況を踏まえ、景観面及び風車と遊歩道との重複による影響を考慮し、塩谷丸山から遠藤山に向かう尾根上に設置予定の3基（風車番号：T24、T25、T26）の設置を追加で取りやめる方針としており、既に小樽市には、同方針を共有済みです。</p> <p>その前提で、以下2点回答致します。</p> <p>①設置の取り止めは「効果的な環境保全措置」に含まれていると考えております。</p> <p>②風車の設置の取り止めに加えて、設置位置を微修正する措置も含めております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
18-10	1193	評価結果（塩谷丸山）	1次	<p>①関係機関、関係団体等と協議を重ねながら計画を進めることを環境保全措置として、影響の回避、低減が図られる旨の記載がありますが、P1138に、関係者からの意見があり、羊蹄山の他、余市岳の景色、広範囲及び近距離の風車の影響を懸念する意見が提示されています。</p> <p>それらの意見を受け取っても、余市岳方面に介在する風車（T20、T23等）や水平面の広がり（T02、T22等）、近距離にある風車（T26等）について、景観への影響を低減するような検討が行われておらず、協議を行うことで、どのように景観への影響が低減されるのか不明です。関係機関等から寄せられた意見に対し、どのように対応するのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②関係機関、関係団体等に準備書提出前にも聞き取りを行っています。今後さらに協議を行い配置の変更等を行う予定という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①小樽市への聞き取り調査は、風車基数27基の前提のフォトモンタージュで聞き取り調査を実施いたしましたが、その後、ご指摘を踏まえ塩谷丸山見晴台からの羊蹄山の眺望に配慮し風車1基の配置を取りやめ、また、選定風車が聞き取り調査時に使用したフォトモンタージュの前提であった5.5MW機から4.2MW機になり、視認できる基数、垂直見込み角が小さくなっております。今後も、ライトアップは実施しない、明灰色の風車を使用する等の対応し、風車と自然景観との調和を図って参ります。</p> <p>②準備書を踏まえ、今後、小樽市を含めた行政との継続協議を行い、ご意見・指導を仰ぎつつ、最終的な風車配置を確定いたします。</p>
			2次	<p>①使用したフォトモンタージュの前提であった5.5MW機から4.2MW機になったことで垂直見込み角が小さくなっているとのことですが、聞き取りに使用した風車高さは178mで、19基は6mしか低くなっていません。P1139のフォトモンタージュと配置反映後のP1170のフォトモンタージュを比較しても、各風車の見え方（背景の稜線とブレードとの関係等）に大きな違いはありません。これは、他の地点の写真でも同様です。</p> <p>また、風車が小さくなったとする検討後においても塩谷丸山から多くの風車が3度以上の垂直見込み角がありますが、聞き取り調査時の配置及び諸元では、これら風車の垂直見込み角はどの程度で、選定風車の小型化によってどの程度の影響の低減がなされたのか、お示ください。</p> <p>②ロータ一部がない鉄塔において、環境融和塗色を行うことでほとんど気にならなくなる垂直視覚は2度程度とされています。ロータ一部がある風車においてはより慎重な評価を要すると考えられますが、鉄塔の見え方を参考にすると、環境融和塗色により十分な影響の低減を図るためには、配置等によって垂直視野角を少なくとも2度以内にすることがありますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>③T25、T26の2基については、景観的にも大きな影響があるとされる垂直視野角5度を超えています。1次質問でも指摘したとおり、塩谷丸山からの景観に係る関係者からの意見では近距離に風車が介在することや、大きく見えることに対する懸念の意見が見られますが、事業者からの回答では、この懸念に対して十分な対応がとられておらず、今後の協議へと先送りされています。すでに準備書段階であることを考えると、速やかに検討を行い具体的な措置を提示する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①聞き取り調査にて作成したフォトモンタージュについては、施設管理者や施設利用者より視覚的なご意見頂くことを目的として、仮定の風力発電機及び仮配置の段階で作成したもので、垂直見込み角の算出は実施していないため比較することは難しい一方、風車高さや、ブレード長が仮定の風力発電機(5.5MW)より小さくなっていることから、5.5MWと比較すると僅少ではあるものの一定程度低減されていると考えております。</p> <p>②垂直視野角を少なくとも2度以内にすることがあるかを含め、最終的な風車配置・基数の決定に際しては、一部風車の設置の取りやめ等の措置も含め、余市町や景観条例を定める小樽市との協議を踏まえ、ご判断・ご指示を仰いだ上で行うことといたします。なお、市町村長の意見書は、事業者宛てに提出されるものではありませんが、知事に提出された後、北海道庁が審議会を通じて公表しているものであり、自治体の意向を伺い知る重要な方法と認識しております。事業者としてはその内容を踏まえて小樽市、余市町との協議を実施し、最終的に風車配置・基数を決定していく所存です。</p> <p>③該当する風車を含め、最終的な風車配置・基数の決定に際しては、一部風車の設置の取りやめ等の措置も含め、余市町や景観条例を定める小樽市との協議を踏まえ、ご判断・ご指示を仰いだ上で行うことといたします。なお、市町村長の意見書は、事業者宛てに提出されるものではありませんが、知事に提出された後、北海道庁が審議会を通じて公表しているものであり、自治体の意向を伺い知る重要な方法と認識しております。事業者としてはその内容を踏まえて小樽市、余市町との協議を実施し、最終的に風車配置・基数を決定していく所存です。</p>
			3次	<p>「小樽市、余市町との協議を実施し、最終的に風車配置・基数を決定していく」といくつかの回答で見られますが、最終的な風車配置・基数の決定がなされた際、準備書からの変更点など、地域住民への説明は行われるのでしょうか。</p>	<p>小樽市、余市町との協議次第ではありませんが、風車配置・基数に変更がある場合は、基本的には一部風車の設置取りやめが該当すると想定しております。</p> <p>但し、その場合では、環境影響が低減されることとなるため、事業HPでの情報発信とご要望に応じた個別の自治会レベルでの説明会を実施する所存です。</p> <p>なお、小樽市との協議を踏まえて、景観面及び風車と遊歩道との重複による影響を考慮し、塩谷丸山から遠藤山に向かう尾根上に設置予定の3基（風車番号：T24、T25、T26）の設置を追加で取りやめる方針としており、既に小樽市には、同方針をお伝え済みです。</p>

19. 「10.1.10 人と自然との触れ合いの活動の場」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 19-10	1200	小樽周辺自然遊歩道	1次		
			2次		
			3次	<p>当該箇所を改変することに対する、これまでの質疑の状況を踏まえると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書から当該箇所を含む区域を拡張している等、事業者の対応の方向性として、影響を回避・低減する姿勢が見られない。 ・「遊歩道の利用を妨げない計画とした」としつつ、遊歩道が持つ機能に対して質的な影響を及ぼす計画であり、既存の利用形態に対する影響を回避・低減する姿勢が見られない。 ・それらの問題点に対する指摘に対し、既に準備書段階であるにも関わらず、今後協議して最終的な配置を決定する。という対応の方向性のわからない回答がみられず、より環境への影響に配慮した事業計画にする姿勢が見られない。 <p>主にこれら3点において、事業者の姿勢に大きな問題があると思われまます。環境アセスメントの趣旨を踏まえて、現段階において可能な限りの影響の回避低減を行うべきと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>方法書から拡張したエリアについては、アクセス路及び風車設置位置は遊歩道と重複しない計画とすることで影響を可能な限り低減しております。</p> <p>既存の利用形態に対する影響を回避・低減するべく、森林の持つ休養の場としての機能を保持する目的で、事業実施区域周辺において、風力発電機が視認されない、もしくは十分な距離を確保した地点において、ベンチや休憩所等の設置を検討しております。今後の関係機関及び地域住民からのご要望に応じて、さらなる対応を検討して参ります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 19-9	1206 ～ 1207	おたる自然の 村	1次		
			2次		
			3次	<p>①調査を行った令和3年度は新型コロナウイルス感染症により外出行動が例年と異なる傾向があったと思われるが、その影響をどのように評価しているのか、お示しください。</p> <p>②令和3年度は遊歩道の通行禁止、建て替えのために使用不可の施設がありましたが、その影響をどのように評価しているのか、お示しください。</p>	<p>①現地調査時は新型コロナウイルス感染症により例年と異なる利用者数の傾向と想定されたため、施設管理者にH30、R1の利用者数を提供いただきました。工事用資材の搬出入による影響については、H30、R1の利用状況を踏まえ、多数の利用者が見込まれる時期は、工事車両の走行を出来る限り控えることで影響を低減できると評価しています。</p> <p>②H30、R1の入村者数には、使用不可であった遊歩道、冒険の森(アスレチック施設)も入村者数に含まれていることから、施設の使用不可による影響を含めて評価している認識です。なお、遊歩道、冒険の森(アスレチック施設)の状況から風力発電機が視認できないことを確認しております。</p>
19-3	1223	1)環境保全措置	1次	<p>①2点目にある、遊歩道の機能を損なわない最小限の改変について、遊歩道の機能を具体的に明示した上で、現段階で検討している改変方法をご教示願います。</p> <p>②3点目について、山頂部の利用形態を確保するためには、必要最低限の改変ではなく山頂部の改変の回避が有効と思われるが、影響を回避できなかった理由についてご教示願います。</p> <p>③5点目及び6点目について、地元関係機関との協議のほか、環境省の自然公園等施設技術指針をはじめとした自然公園施設における整備指針等を参考にすると、地域の自然環境の保全に資する整備を行うよう十分に配慮してください。</p> <p>④8点目について、「極力早期」とは具体的にどの段階で行われるものなのか、ご教示願います。</p> <p>⑤10点目について、「有効な措置を検討する」ことを環境保全措置としていますが、本措置の具体的な内容が図書で示されておらず、影響の回避・低減が図られているかどうか判断できないので、関係機関等との協議の進捗、また、協議によりどのような環境保全措置が想定されているのか、現段階の状況についてご教示願います。</p>	<p>①登山を楽しむ方が遊歩道を通行されるものと理解しております。本事業では、登山を妨げないよう、遊歩道と改変区域が重複する場合においては代替遊歩道を設けることを検討しております。</p> <p>②一部山頂部を利用することで、地すべり地形を回避、伐採面積を最小化できることから風車配置位置を検討いたしました。</p> <p>③承知いたしました。ご指摘の点、十分配慮いたします。</p> <p>④法面を利用しなくなった区域毎、工事が完了次第、順次緑化をいたします。</p> <p>⑤「10.1.10人と自然との触れ合いの活動の場」 「10.2環境保全の為の措置」に記載ある通り、小樽周辺自然遊歩道の具体的な環境保全措置として、「施設の供用後は、遊歩道の利用を損なうような立ち入り制限は行わず、その旨を情報提供することにより、本事業による利用者の減少を防ぐ」や「遊歩道の案内板の整備や、周辺の自然についての説明版を設置し、自然との触れ合い活動を推進する」といった保全措置を取って参ります。</p> <p>引き続き実施する協議の中で、現時点では環境保全措置に入っていない措置（例えば、代替遊歩道の設置、遊歩道の途中でのベンチ・仮設トイレの設置等）の検討を想定しております。</p> <p>今後も協議を重ねながら計画を進め、追加の有効な措置を検討して参ります。</p>
			2次	<p>代替遊歩道について、工程でいうとどの時期に設置される見込みでしょうか。ヤードや風力発電機の設置後に遊歩道を設置するとなると、風力発電機設置中は遊歩道の利用ができなくなるものと思われるが、施工中の遊歩道利用者への対応はどのように行う予定でしょうか。</p>	<p>丸山登山口及び最上登山口から塩谷丸山頂上への遊歩道の利用については、本事業による影響はございませんが、対象事業実施区域内に位置する遊歩道については、着工から当該遊歩道付近に設置予定の風車の試運転までの期間は工程管理や事故防止の観点から原則使用不可とさせて頂く予定としております。但し、冬季の休工期間を含め、工事の進捗状況を踏まえた上で、通行時の安全性が十分に確認できる期間においては、ご利用頂けるような工事計画とする予定です。なお、代替遊歩道は風車ヤードの造成工事の後に整備する予定です。</p>
			3次	<p>2次質問への回答を踏まえると、冬季の通行時の安全性が十分に確認できなかった場合、風車ヤードの着工から3年間、於古登山や遠藤山へ接続する遊歩道の利用や、塩谷丸山からおたる自然の村、天狗山を繋ぐ縦走といった、人と自然との触れ合いの活動が制限されることになるため、P.1231に記載の環境保全措置のみでは施工中の影響を十分に低減できないと思われませんが、他の措置を検討・実施する必要はないでしょうか。</p>	<p>冬季含めた工事期間における、人と自然との触れ合いの活動への影響については、安全性の十分な確保を前提とした上で、可能な限り通行を制限する期間を短縮できるよう、工事の一時休止も含め、施工会社と今後詳細の工事計画を策定して参ります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
19-6	1231	3) 評価の結果 【小樽周辺自然遊歩道】	1次	<p>「遊歩道と風力発電機及び作業道の設置箇所との交差点に改変が及ぶが、遠藤山や於古登山の山頂を含め遊歩道の利用は可能」としていますが、p.1220の図10.1.10-12を見ると、遊歩道と改変箇所が約1.0km以上にわたって重複しているように見え、p.29の図を見ると、遊歩道が風車ヤードと交差しており、交差点は盛土の上、金網マットが造成される計画となっています。</p> <p>p.1224の予測結果では、供用後も遊歩道の利用は可能としていますが、その場合、供用後は風車ヤードを横断することとなるか、ヤードの横断が困難である場合は迂回路を整備する必要があるため、遊歩道全体の影響は小さいとするのは過小評価になる可能性はないでしょうか。</p> <p>これらを踏まえ、影響が小さいと判断した理由について、事業者の見解を伺います。</p>	<p>遊歩道は登山を楽しむ方が通行されるものと理解しております。本事業では、登山を妨げないよう、遊歩道と改変区域が重複する場合には代替遊歩道を設けることを検討していることから、遊歩道全体の影響は小さいものと判断いたしました。</p>
			2次	<p>「登山を妨げないよう」とのことですが、登山には様々な目的があるものと思われます。表10.1.10-3を見ると、遠藤山・於古登山周辺で虫や動物観察、紅葉狩りの利用が確認できますが、代替遊歩道の設置により、これらの利用を妨げることはないのでしょうか。</p> <p>ルートが変わることにより、例年利用されていた場所に到達できない等の支障が生じる可能性があり、その場合「遊歩道全体の影響は小さい」と評価するのは難しいと思われませんが、代替遊歩道を設けることを検討している箇所における利用の確認状況について、具体的にご教示願います。</p>	<p>風車ヤードと遊歩道が重複し、伐採・改変する地点においては、虫や動物観察、紅葉狩りといったその他レクリエーション自体の利用についての影響が発生するものと認識しております。</p> <p>一方で、本風力発電所と遊歩道との共存、風車ヤードと遊歩道が重複する地点以外での遊歩道の利用にあたっての利便性の向上、及び新たなレクリエーション機能の提供に努めるべく、次の対応を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道と管理用道路が交差する箇所において、擬木柵やルート・周辺環境の情報を記載した案内板等を設置。（【別添資料3-2】参照） ・事業実施区域内の遊歩道において、手すり、階段、仮設トイレ等の遊歩道の利用にあたっての利便性を高める施設を設置。（【別添資料3-2】参照） ・地元の学生が風力発電所を現地実査できる環境の提供に加えて、写真・その他資料を展示。 <p>今後の関係機関及び地域住民からのご要望に応じて、上記に加えたさらなる対応を検討して参ります。</p> <p>加えて、利用者の聞き取り調査にて、塩谷丸山から遠藤山までのルートはヒグマの出没を懸念する声が複数あがった為、風車を設置する全地点にて録画機能付きの監視カメラを設置することで、エゾヒグマが確認できた場合、自治体及び関係団体への情報提供等も可能な体制を整えることを検討しております。</p> <p>代替遊歩道を設けることを検討している箇所における利用の確認状況については、表10.1.10-3に記載の通り、対象事業実施区域内を含む遊歩道小樽周辺自然遊歩道の主な利用ポイント及びルートにおける利用人数（季節毎）及び各種状況を、現地踏査及び利用者の聞き取り調査にて確認致しました。</p>
			3次	<p>① 2次回答を踏まえると、現在の利用形態への影響があることについては、事業者としても認識していると考えられます。そのことを踏まえると、当該事業は、遊歩道に対して人と自然との触れ合いの活動の場の質的な変化をもたらすものであり、遊歩道全体の影響は小さいと評価することは妥当ではないと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>② 「今後の関係機関及び地域住民からのご要望に応じて、上記に加えたさらなる対応を検討して参ります。」とあり、準備書の縦覧開始時から現在までの約4ヶ月間で多くの意見が寄せられているものと思料しますが、図書や本質問及び回答、意見概要及びその事業者見解に記載されているもの以外で、新たに寄せられた要望はあるでしょうか。また、その要望に対し、どのような措置を実施する予定かご教示願います。</p>	<p>① 2次回答で回答させて頂いた通り、風車ヤードと遊歩道が重複し、伐採・改変する地点においては、虫や動物観察、紅葉狩りといったその他レクリエーション自体の利用についての影響が発生するものと認識しておりますが、一方で、本風力発電所と遊歩道との共存、風車ヤードと遊歩道が重複する地点以外での遊歩道の利用にあたっての利便性の向上、及び新たなレクリエーション機能の提供に努めることで、遊歩道全体の影響は小さいと評価しております。</p> <p>② 準備書の縦覧開始時から現在までの期間で、図書や本質問及び回答、意見概要及びその事業者見解に記載されているもの以外で、代替遊歩道やその他遊歩道の利用にあたっての利便性の向上に寄与する施設の設置に関して、新たに寄せられた要望はございません。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
19-7	1231	a. 環境影響の回避・低減に係る評価	1次	<p>①遊歩道について、利用を損なうような立入制限は行わない、機能を損なわないよう改変は最小限に留めるとしているが、遊歩道上又は離隔が殆どない位置に配置されている風車もあり、威圧感や騒音等により遊歩道の利用に重大な影響が生じることは明かであるが、こうしたものも環境保全措置と位置付ける理由を伺います。</p> <p>②修景緑化について在来種を用いているが、道内に分布するが緑化用種子としては外国産のものもあり、遺伝的攪乱を防止するためには地元産の種子を用意する必要がある考えるが、それには費用も時間もかかることから、使用する種子について見解を伺います。</p>	<p>①遊歩道は登山を楽しむ方が通行される際に使用されるものであり、左記利用目的を踏まえると、風車設置による遊歩道の利用への影響は限定的と考えております。その上で、遊歩道への利用を妨げるような立ち入り制限や改変の最小化などの環境保全措置を取って参ります。</p> <p>②使用する種子については、左記ご指摘に加えて、森林管理署の指導のもと、今後具体的に決定いたします。</p>
			2次	<p>①当該遊歩道の一部は保健保安林とも重複しており、質問3-2で事業者から示されました、「森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能」を持つ遊歩道であると考えられます。1次回答では登山を楽しむ方が通行する遊歩道であると認識されていますが、登山を楽しむ方がこの遊歩道を利用する際には、「森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能」を享受していることが想定されます。これを踏まえて、威圧感や騒音等による遊歩道の利用への影響は限定的とする見解について、どのような観点から限定的と判断しているのかご説明願います。また、限定的な影響立入制限、改変の最小化でこれらの影響は回避低減されませんが、</p> <p>②緑化については、近年では、国内でも遺伝子攪乱を避けるために、できるだけ遺伝子組成の近いところのものを使用するようになってきていますので、その点もご考慮いただきますようお願いいたします。</p>	<p>①風車ヤードに繋がる周辺の遊歩道を歩行する場合は、植生の繁茂状況次第では風力発電機が視認されないため、威圧感等を感じる可能性は低いものと考えますが、風車ヤード内の代替遊歩道を歩行する場合は、威圧感等による影響は一定程度生じるものと考えております。但し、本風力発電所と遊歩道との共存、当該地点以外での遊歩道の利用にあたっての利便性の向上、及び新たなレクリエーション機能の提供に努めるべく、次の対応を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道と管理用道路が交差する箇所において、擬木柵やルート・周辺環境の情報を記載した案内板等を設置。（【別添資料3-2】参照） ・事業実施区域内の遊歩道において、手すり、階段、仮設トイレ等の遊歩道の利用にあたっての利便性を高める施設を設置。（【別添資料3-2】参照） ・地元の学生が風力発電所を現地実査できる環境の提供に加えて、写真・その他資料を展示。 <p>今後の関係機関及び地域住民からのご要望に応じて、上記に加えたさらなる対応を検討して参ります。</p> <p>②承知いたしました。考慮の上、対応いたします。</p>
			3次	<p>2次質問に対する回答として、遊歩道と発電所の共存や遊歩道自体の利便性向上、新たな機能の提供など、「レクリエーション等の保健」に対する環境保全措置の記載がありますが、「森林の持つ休養の場としての機能」への回答が不足しているように思われます。ここでいう「休養」は、心の癒やしや安らぎを提供する保健休養の場という意味であると思料され、「風車ヤード内の代替遊歩道を歩行する場合は、威圧感等による影響は一定程度生じる」のであれば、低減策を示す必要があると考えますが、一定程度生じる影響をどのように低減し、「森林の持つ休養の場としての機能」を保持していく予定なのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>「森林の持つ休養の場としての機能」については、風力発電機が視認されない、もしくは十分な距離を確保した、遊歩道内の森林が残る別地点において、ベンチや休憩所等の保健休養の場を設け、代替地の利用促進を図ることを検討しております。</p>

20. 「10.1.11 産業廃棄物」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

21. 「10.1.12 残土」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

22. 「10.2 環境の保全のための措置」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

23. 「10.3 事後調査」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 23-3	1269	表10.3-2(2)	1次		
			2次	環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針とありますが、工事による影響で営巣を放棄した後に工事時期を変更したとしても、クマタカは営巣を再開することはないと考えられます。影響が考えられ得る各段階の工事開始時にクマタカの繁殖行動をモニターし、影響が出る前に工事時期の調整等の環境保全措置を行うことが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	クマタカの抱卵期(4~5月)、巣内育雛期(6~7月)に繁殖状況の確認、巣外育雛期(8~9月)に幼鳥の有無、成長段階を確認し、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、工事時期の調整、工事用車両ルートの変更等の環境保全措置を行います。
			3次	1次回答では、クマタカの成長段階を確認し、影響が著しいことが明らかになった場合に環境保全措置を行うとありますが、1次質問で指摘したとおり、工事による影響で営巣を放棄した後に工事時期を変更したとしても、クマタカは営巣を再開することはないと考えられます。繁殖状況や幼鳥の有無、成長段階の確認だけでは、クマタカへの影響が発生する兆候を見つけることは難しく、多くの場合、営巣放棄等の影響が出た後にその状況を確認するだけとなってしまいます。1次質問のとおり、各段階の工事開始時にクマタカの繁殖行動をモニターし、警戒行動や通常通りの巣への出入りや餌搬入を行わない等の行動が見られた場合は、いったん工事を休止して専門家と対応を検討するなどにより、影響が出る前に工事時期や進め方の再調整等の環境保全措置を行うことが必要と考えますが、改めて、事業者の見解を伺います。	工事は毎年5月から開始予定のため、4月の抱卵期の段階で調査を実施し、繁殖行動を確認した場合は、工事を休止して専門家と対応を検討いたします。

24. 「10.4 環境影響の総合的な評価」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

25. 「10.5 専門家等への意見聴取の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
25-1	1299	意見聴取の実施状況	1次	専門家への意見聴取として、動物、植物の専門家を対象とした理由と、その他の分野については専門家への意見聴取を要しないと判断した理由についてお示ください。	方法書段階で調査・予測の手法について、当該地域をふまえた検討をするため、必要と考える専門家を選定しました。準備書では、その専門家に結果、評価及び環境保全措置について助言を得ております。方法書段階で手法について意見を聴取していない新たな専門家に意見を聴取することは想定しておりませんでした。
			2次	事業者の回答を見ると、知見がないとして見送っている予測等がありますが、であれば方法書段階から聴取する対象を広げ、複数の専門家から意見を聴取する必要があったのではないのでしょうか。方法書段階の知事意見でも分類群ごとに複数の専門家等の助言を得ることを求めていることから、複数の専門家等から意見を聴取する必要があったのではないかと考えますが、事業者の見解を伺います。	いずれの専門家も、各担当分野の専門性に詳しく、当該エリアに精通している方と認識しております。また、ヒアリング時には、予測・評価の参考となる文献もご教示いただいていることから、妥当であったと考えております。

26. 「第12章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

27. 「資料編」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 27-3	資料 - 124/ 125/ 126/ 130/ 151/ 156 他		1次		
			2次		
			3次	これら群落について、ミズナラ-エゾイタヤ(アカイタヤ)林ではなく、シラカンバ-ミズナラ群落とした根拠をお示ください。	現地確認のうえ、環境省の統一凡例(1/2.5万植生図)に倣い、二次林の代表としてシラカンバ-ミズナラ群落といたしました。

28. その他の質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 28-3	見解 3	意見書の提出 状況	1次		
			2次	意見書の総数が191通と、非常に多くなっています。本事業について、地域住民の合意はどの程度得られていると考えているのか、意見の提出状況を踏まえた事業者の見解を伺います。	意見書の内訳は【別添資料28-3】（非公開資料）に示す通り、本事業の対象事業実施区域が位置している小樽市及び余市町の住民の方の意見数は総数の半数程度になります。地域住民の合意の程度を定量的にお示しすることは難しいですが、これまで法定説明会の他、小樽市・余市町全域向けの法定外説明会や、個別自治会向けの説明会、また、説明会以外で地域住民の方の会話を通じて、本案件への合意やご理解を示す声も多く頂いております。準備書縦覧に伴い募集した意見書では、明確に反対とする方々のご意見が目立ちますが、意見書文案を例示して反対意見の提出を呼びかけるなどの一部の住民の動きに呼応して、文例をなぞって提出されたと思われるものも散見されており、他方、目立たないものの住民の方からは中立から賛成寄りのご意見も多く頂戴しております。
			3次	2次質問への回答に、意見書文案を例示して反対意見の提出を呼びかけるなどの一部の住民の動きに呼応して、文例をなぞって提出されたと思われるものも散見されているとありますが、住民は環境影響に対して必ずしも専門的な知見を有するわけではありません。同一人物が同様の意見を何度も提出しているわけではありませんので、それぞれの住民が、うまく言語化できなかった不安や懸念を文例を用いて表現し、事業者に向けて意見したものと捉えるのが自然ではないかと思われます。道がこれまで知事意見で事業者に求めてきたように、広く住民や関係団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明などによって、事業者と住民との相互理解を十分に醸成していれば、複数の住民が文例をなぞって意見を提出するような事態には至らなかったのではないのでしょうか。住民との相互理解に向けた事業者の努力が足りなかったのではないかと思われませんが、事業者の見解を伺います。	文例をなぞって提出されたと推察される意見書に関しても、似通った内容となっている回答も一部ございますが、一人一人のご意見に向き合い、それぞれの意見に対する回答とさせていただきます。また、住民との相互理解にむけて、準備書における法定説明会や個別の自治会向け説明会では、それまで実施した方法書及びその後の法定外説明会にて、住民の方に比較的多くご意見頂いていた項目を中心に、環境アセスメントの影響評価項目でない項目であっても、説明内容に含め、質疑応答の時間を可能な限り長く設ける等、住民の方にご理解を頂けるように努めて参りました。また、法定外説明会を開催した際、時間内に質問できなかった方や、発言に抵抗がある方向けに実施したアンケートについては、後日、住民の方からのご要望に応じて、事業HPにて、事業者の回答を記載した上で、掲載可としてご了承頂いたアンケート内容を掲載するなど、住民との相互理解に向け努めて参りました。すべての住民の方にご理解いただくのは難しいところはあるかと考えておりますが、住民との相互理解に向けた事業者としての努力を継続して参ります。
追加 28-20	見解 95	意見No. 101-3 等	1次		
			2次	地域で計画を知らない住民がまだ多いことや、地域住民の反対意見の数が多いため、住民の賛同を集めて事業を行うべきだ、との意見に対する回答（対応）として、法定説明会（及びその周知）についての説明は、意見を受け付けた時期を踏まえると十分な回答とは思われませんが、回答の方向性としては理解できます。一方、今後の話として触れられている市町長意見の提出は事業者とは直接関係せず、また保安林解除に係る手続きに係る市町長の同意書についても、「住民の理解、賛同」とは直接的には関係がありません。今後、住民の合意を得るための活動はせず、淡々と手続を進めていくということであれば、当該記載のとおりと思われませんが、他の意見書への回答等との整合も踏まえ、住民の合意に向けた事業者の姿勢をお示ください。	小樽市長及び余市町長の意見書や同意書については、地域住民の意見を踏まえて提出頂けるものであり、地域住民の方々の意見が十分に反映されているものと理解しております。また、環境アセスメント手続き上で提出される市長・町長の意見書は、事業者に直接提出されるものではないものの、当該意見書をもとに北海道知事意見が作成され、経済産業省大臣勧告が発出される一連の手続きにおいて、地域住民の意見を踏まえた市長意見・町長意見は重要な位置付けにあるものと理解しております。他方、地域住民との合意形成に向けては、これまで法定説明会に加え、小樽市・余市町全域向けの法定外説明会、個別自治会向けの説明会を実施した他、説明会以外での地域住民の方との会話を通じて、本案件への合意やご理解を示す声も多数頂いております。従来より実施している自治会長との連携を今後も継続し、自治会を通じて地域住民の意見の吸い上げに努め、事業についての説明のご要望があった場合には、個別の自治会説明会の実施などにより、本事業についてより広くご理解いただけるよう努めて参ります。
			3次	小樽市長及び余市町長の意見書や同意書について、それらが地域住民の意見を踏まえて提出されるものだととしても、それは各自治体の責任において住民の意見を反映させるものであると思われず、住民意見で求められているのは事業者が自らの責任において、住民に対して事業への理解・賛同が得られるような活動をするべきであるという趣旨であると考えられます。また、これまでの説明会以外での活動においてはご理解を示す声もいただいているとのことですが、その活動以外の、広く行われた意見聴取では、環境への影響を懸念する声が非常に多く寄せられている中、これまでの活動の継続だけでは、環境への影響を懸念する住民には活動は届かないのではないかと思われしますが、住民の合意に向けた事業者の姿勢について、改めてお示ください。	住民に対して理解・賛同が得られるような活動として、法定説明会に加え、小樽市・余市町全域向けの法定外説明会、個別自治会向けの説明会の実施や、準備書では、方法書時点では実施していなかった、小樽市及び余市町にお住まいの世帯へ法定説明会開催に関する新聞折込チラシの投函（計2万7千部以上）や、方法書～準備書の間で作成した事業HPでの周知等を実施してまいりました。今後につきましても、事業者HP上で、お問い合わせフォームを設置しており、本事業への質問やご意見を常にお問い合わせいただけるようになっており、頂いたご意見に対しては速やかにご回答させていただきます。また、従来より実施している自治会長との連携を今後も継続し、自治会を通じて地域住民の意見の吸い上げに努め、事業についての説明のご要望があった場合には、個別の自治会説明会の実施などにより、本事業についてより広くご理解いただけるよう努めて参ります。